

利用者負担額（保育料）について

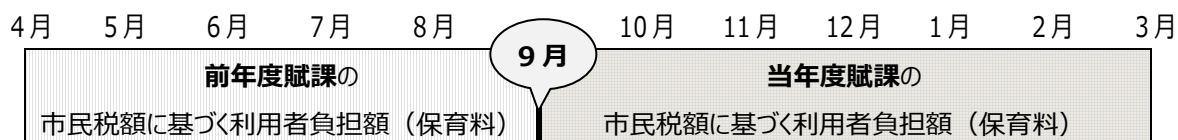
利用者負担額（保育料）は当該月 1 日に在籍している児童に対して算定いたします。月途中で退園した場合や、1 日も登園しない場合であっても、当該月 1 日に在籍している場合には、全額発生いたします。

利用者負担額（保育料）は、保護者（下記【祖父母同居世帯で家計の主宰者を父母以外の者とする基準】参照）の市民税額により決定いたします。

・公立・私立保育園・認定こども園・小規模保育園、いずれも牛久市利用者負担額基準額表(14^{ページ})に基づき算定します。

・4月から8月分までは前年度の市民税額を基に、9月から3月分までは当年度の市民税額を基に決定します。

※4月に、世帯構成の変更により多子世帯軽減内容(12^{ページ})変更が生じる場合も利用者負担額が変更となります。



なお、利用者負担額（保育料）決定の際、市民税額の算出においては住宅取得特別控除・寄附金税額控除・配当控除・外国税額控除などの税額控除の適用は受けられません。

【祖父母同居世帯で家計の主宰者を父母以外の者とする基準】

1. 家計の主宰者の範囲 ・父母、または同居する児童の祖父母（同住所地で世帯分離している世帯を含む。）
2. 父母の収入の種類（所得税法に課税所得と規定されているものの他、①～③）
 - ①児童扶養手当②養育費（ただし、収入額及び支払者が明らかな証拠をもって証明される場合に限る。）
 - ③その他上記収入に類する収入と認められるもの
3. 父母が次のいずれかに当てはまる場合には、祖父母の収入を調査し、家計の主宰者の範囲のなかで、最も収入金額が高い者を家計の主宰者とし、当該主宰者の市民税額を父母の市民税額と合算して、利用者負担額（保育料）を算定します。
 - (1) 父母又は児童が、祖父母のいずれかの健康保険の扶養家族となっている。
 - (2) 利用者負担額を算定する基準となる年において、父母又は児童が、祖父母のいずれかの税の扶養（16歳未満の扶養親族として住民税の届出をしている場合を含む。）となっている。
 - (3) 利用者負担額を算定する基準となる年の収入が、父母合計で 100万円未満である（ひとり親の場合も準用する）。
なお、年途中から就労を開始し、算定時に当該就労が 3 箇月以上継続しており、就労後の平均収入が月額 83,000 円以上であれば年間収入 100 万以上とみなす。ただし自営業（農業含む）を営む世帯で父母以外の者が事業主で、父母が事業専従者となっている場合は、事業主を家計の主宰者とする。
 - (4) 離婚及びこれに準ずる理由により祖父母との同居を開始した場合には、同居開始時において直近 3 箇月の平均収入が月額 83,000円未満である。